

令和 7 年 1 1 月 2 8 日招集

第 4 回狭山市議会定例会議案

目次		
議案番号	件名	ページ
第 6 8 号	狭山市公平委員会委員の選任について	3
第 6 9 号	第 5 次狭山市総合計画基本構想について	5
第 7 0 号	狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	6
第 7 1 号	狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	1 2
第 7 2 号	狭山市行政組織条例の一部を改正する条例	2 3
第 7 3 号	狭山市地域交流センター条例の一部を改正する条例	2 4
第 7 4 号	狭山市税条例の一部を改正する条例	2 5
第 7 5 号	狭山市立保育所条例の一部を改正する条例	2 9
第 7 6 号	狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 1
第 7 7 号	狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 4
第 7 8 号	狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 6
第 7 9 号	狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館の指定管理者の指定について	3 7
第 8 0 号	狭山市立入間川東小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について	3 9
第 8 1 号	狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室の指定管理者の指定について	4 0
第 8 2 号	狭山市立御狩場小学童保育室及び狭山市立新狭山小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について	4 1
第 8 3 号	狭山市立入間川東小・富士見小学童保育室分室の指定管理者の指定について	4 2
第 8 4 号	狭山市立中央児童館の指定管理者の指定について	4 3
第 8 5 号	狭山市地域新事業創出基盤施設の指定管理者の指定について	4 4
第 8 6 号	新狭山公園、狭山台中央公園、上奥富運動公園、堀兼・上赤坂公園及び鶴ノ木運動公園の指定管理者の指定について	4 5
第 8 7 号	令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 4 号）	4 7
第 8 8 号	令和 7 年度狭山市水道事業会計補正予算（第 1 号）	4 8
第 8 9 号	狭山市立中央中学校除湿温度保持工事（機械設備）請負契約の締結について	4 9
第 9 0 号	市道路線の廃止について	5 0

議案第 6 8 号

狹山市公平委員会委員の選任について

下記の者を狹山市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 水 野 高 徳
生年月日 (略)

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

狹山市長 小谷野 剛

提案理由

公平委員会委員水野高德氏は、令和 7 年 1 2 月 2 2 日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 69 号

第 5 次狭山市総合計画基本構想について

第 5 次狭山市総合計画基本構想を別冊のとおり定めたいので、狭山市基本構想の議決に関する条例（平成 27 年条例第 15 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

本市の総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための指針として、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を計画期間とする第 5 次狭山市総合計画基本構想を定めたいので、この案を提出するものである。

第 5 次狭山市総合計画基本構想

第1章 将来像

本市では、総合的かつ計画的な行財政運営を推進するため、昭和46年度（1971年度）から今日まで4次にわたり総合（振興）計画を策定し、昭和61年度（1986年度）に策定した「第2次狭山市総合振興計画」からは、本市の目指すべき将来像を、「緑と健康で豊かな文化都市」と定め、以降、その実現に向けたまちづくりに取り組んできました。

この将来像は、「武蔵野の緑や入間川の豊かな自然に恵まれ、多くの先人たちの英知と不断の努力によって首都近郊の住宅都市として、また、工業都市として発展してきた歩みを大切にしながら、自然と暮らしの調和がとれた生活環境の中で健康的に過ごせる、経済的な豊かさのみならず心の豊かさも実感できる、そして、歴史に育まれた文化を誇れる本市の姿」を示しており、これはこの先も変わらずに、市民や団体、事業者など、本市に関わる全ての人たちと一緒に目指していく理想の姿であると言えます。

こうしたことから、本市では、この先10年間のまちづくりの基本となる第5次狭山市総合計画においても、これまでの将来像を継承し、本市が目指す将来像を次のとおり定めます。

「緑と健康で豊かな文化都市」

第2章 まちづくりの基本理念と基本方針

将来像の実現のため、まちづくりの基本理念と基本方針を次のように定めます。

基本理念1 環境共生 環境にやさしい持続可能なまちづくり

<基本方針>

- ・「人と自然が共生するまち」を目指し、緑と水に恵まれた自然環境の保全を図ります。
- ・「地球にやさしい資源が循環するまち」を目指し、ごみの減量を推進するとともに、経済活動とリンクした資源の循環利用を推進します。

基本理念2 健康福祉 地域の多様な人々が健康で幸せに暮らせるまちづくり

<基本方針>

- ・「健康で生き生きと暮らせるまち」を目指し、健康増進と保健予防の推進、そして社会保障制度の円滑な運営を通じた社会福祉の向上を図ります。
- ・「こどもが幸せに暮らせる、子育てしやすいまち」を目指し、こどもの健やかな成長に必要な子育て支援策の充実を図ります。
- ・「高齢者が安心して暮らせるまち」を目指し、地域包括ケアを推進するとともに、高齢者の生きがいづくりや介護サービス基盤の充実を図ります。
- ・「障害の有無に関わらず自分らしく生活できるまち」を目指し、障害のある方の自立と社会参加を推進します。

基本理念3 都市基盤 便利で快適な都市空間を形成するまちづくり

<基本方針>

- ・「魅力ある住みやすく便利なまち」を目指し、地域の拠点の整備と都市機能の集積により立地適正化を図るとともに、それらを結ぶ道路ネットワークの構築と公共交通ネットワークの構築を図ります。
- ・「安全で快適なまち」を目指し、各種インフラの整備と長寿命化を推進するとともに、災害に強い都市基盤づくりを推進します。

基本理念4 産業経済 人を中心に地域の産業が元気になるまちづくり

<基本方針>

- ・「働きがいを感じ、働き方を見つけられるまち」を目指し、ライフステージや個々のニーズに合わせた多様な働き方を選択できる環境整備や雇用機会の拡充を図ります。
- ・「企業・事業者が元気なまち」を目指し、企業や事業者の創業支援と、脱炭素社会にも寄与する持続的な経済活動を推進します。
- ・「地域産業を活かした魅力あるまち」を目指し、商業、工業、農業、観光業をはじめとした産業の振興と地域資源の活用を図ります。

基本理念5 教育文化 人を育み文化を創造するまちづくり

<基本方針>

- ・「豊かな学びで人を育むまち」を目指し、いつでもどこでも誰もが学べる生涯学習と、親しめる生涯スポーツを推進します。
- ・「未来へはばたく“さやまっ子”を育むまち」を目指し、これからの社会を生きる力を備えるための学力や心身の育成を図るとともに、教育環境の充実を図ります。
- ・「人権と平和が尊重されるまち」を目指し、人権と平和への意識の高揚を図ります。
- ・「文化を通して豊かな心を育むまち」を目指し、伝統文化を大切にしながら、市民文化の振興を図るとともに、国際交流と都市交流を推進します。

基本理念6 市民生活 地域でともに支え合う安全・安心なまちづくり

<基本方針>

- ・「一人一人が主役のまち」を目指し、地域コミュニティの活性化や、男女共同参画を含む多様性を尊重する環境づくりを推進します。
- ・「災害対応に優れたまち」を目指し、自助・共助・公助の考え方のもと、地域防災体制の整備と消防・救急体制の充実を図ります。
- ・「安全・安心に暮らせるまち」を目指し、交通安全対策や防犯対策を推進します。また、基地周辺の生活環境の向上を図ります。

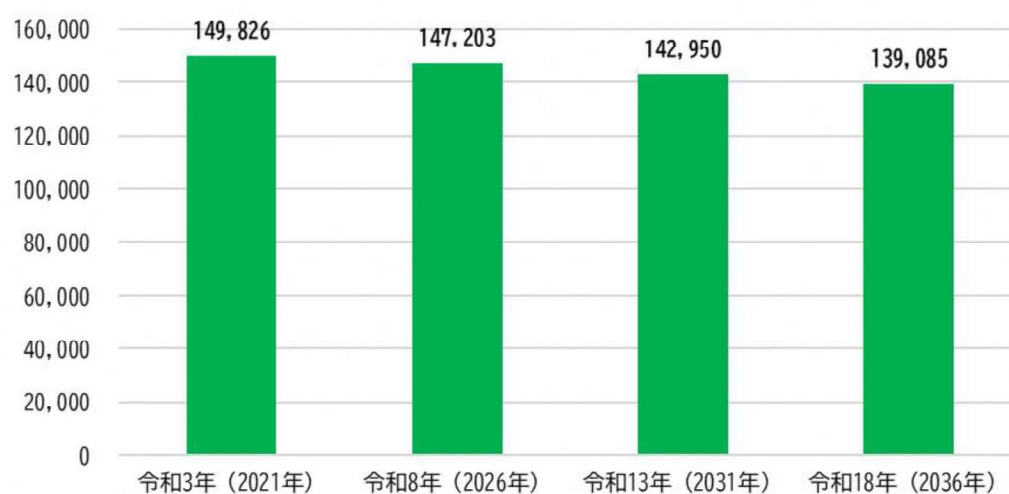
上記の基本理念における全ての取組において、市民や団体、事業者などとの「協働によるまちづくり」、「健全な行財政運営」、効果的な「デジタル技術の活用」を推進します。

第3章 将来人口

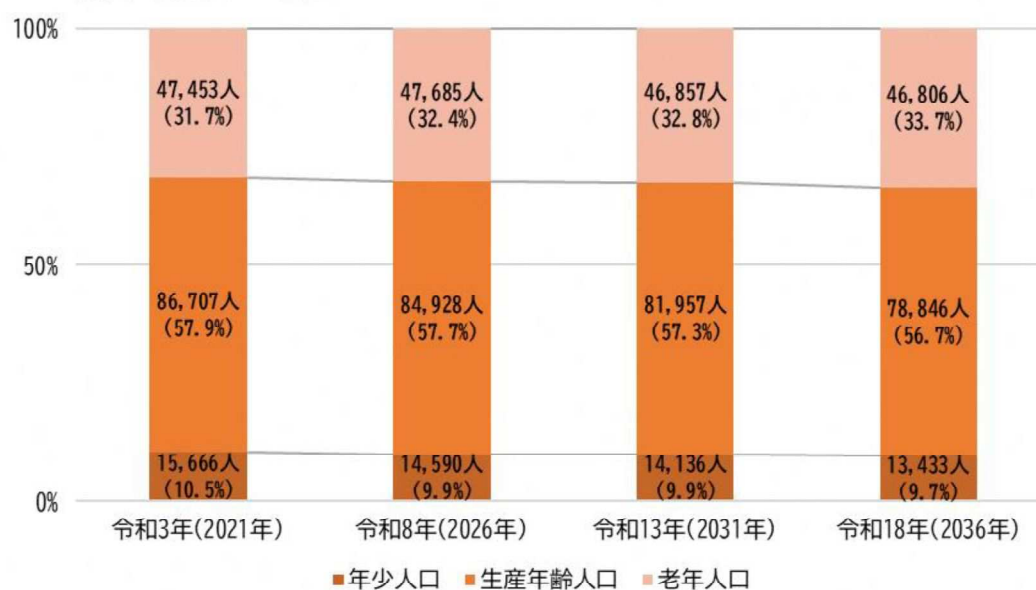
平成27年度（2015年度）に策定した「狭山市人口ビジョン」では、本構想の目標年次である令和18年（2036年）1月1日時点の人口を、130,006人と推測しておりましたが、本計画の策定にあたり、新たな推計を行った結果、おおむね139,000人と推測され、これまでの転入促進などの施策の推進により、大幅に人口減少のスピードが改善される見通しとなっています。

今後もこれまでの歩みを止めることなく、本構想に基づく各種施策に着実に取り組むことにより、140,000人台の人口を維持していきます。

■ 人口の見通し ※各年1月1日現在人口（令和3年は実績、令和8年以降は見通し）



■ 年齢3区分別人口の見通し ※各年1月1日現在人口（令和3年は実績、令和8年以降は見通し）



第4章 土地利用構想

1. 土地利用の方針

土地は、現在そして将来にわたり、公共の福祉に寄与するかけがえのない財産であり、市民生活や事業活動などの基盤となるものであることから、本市の将来像の実現のため、「第2章 まちづくりの基本理念と基本方針」を踏まえながら、計画的な土地利用を推進します。

2. 都市構造

(1) 中枢拠点（狭山市駅周辺）

本市の中心的な拠点として、市の顔となる魅力と利便性の向上を目指した都市機能の充実を図ります。

(2) 地域拠点（入曽駅周辺・新狭山駅周辺）

生活の利便性を高める拠点として、活気ある地域の発展を目指した都市機能の充実を図ります。

(3) 地域拠点（稻荷山公園駅周辺）

既存の公共施設や文教施設を活かした地域拠点の形成を図ります。

(4) 工業・流通拠点

既存の工業団地については、拠点にふさわしい環境の整備を推進します。また、新たな拠点の形成を図ります。

(5) 水と緑の拠点

豊かな自然環境を生かした親しみある公園や潤いのある水辺空間について、整備や保全により、拠点の形成を図ります。

(6) 交通網の形成

広域や近隣の都市を結ぶとともに、都市の骨格となる道路ネットワークの構築と公共交通ネットワークの構築を図ります。

《都市構造図》



3. 都市的土地利用

(1) 住宅地

既存の住居系地区について、良好な住環境の形成に向け、計画的な整備改善を推進します。

(2) 商業・業務地

商業・業務地の拡充などを通じ、地域の活性化に向けて土地の有効利用を推進し、都市機能の充実を図ります。

(3) 工業地

都市としての自立性や活力の創出に向けた土地利用を推進し、住居などが混在する地区については、周辺環境と調和した土地利用を推進します。

(4) 公園・緑地

大規模公園については、スポーツ・レクリエーション活動の場として機能の充実を図るとともに、身近な公園については、憩いとやすらぎの場として、計画的な維持管理を推進します。

また、市街地に残された緑地の保全を推進し、緑豊かな街並みの形成を図ります。

4. 自然的土地利用

(1) 樹林地

平地林や斜面林などについては、緑豊かな自然環境を保全することを優先に、適正な土地利用を推進します。

(2) 農用地

市街化調整区域内の農用地について、優良な農地を保全することを優先に、適正な土地利用を推進します。

(3) 集落地等

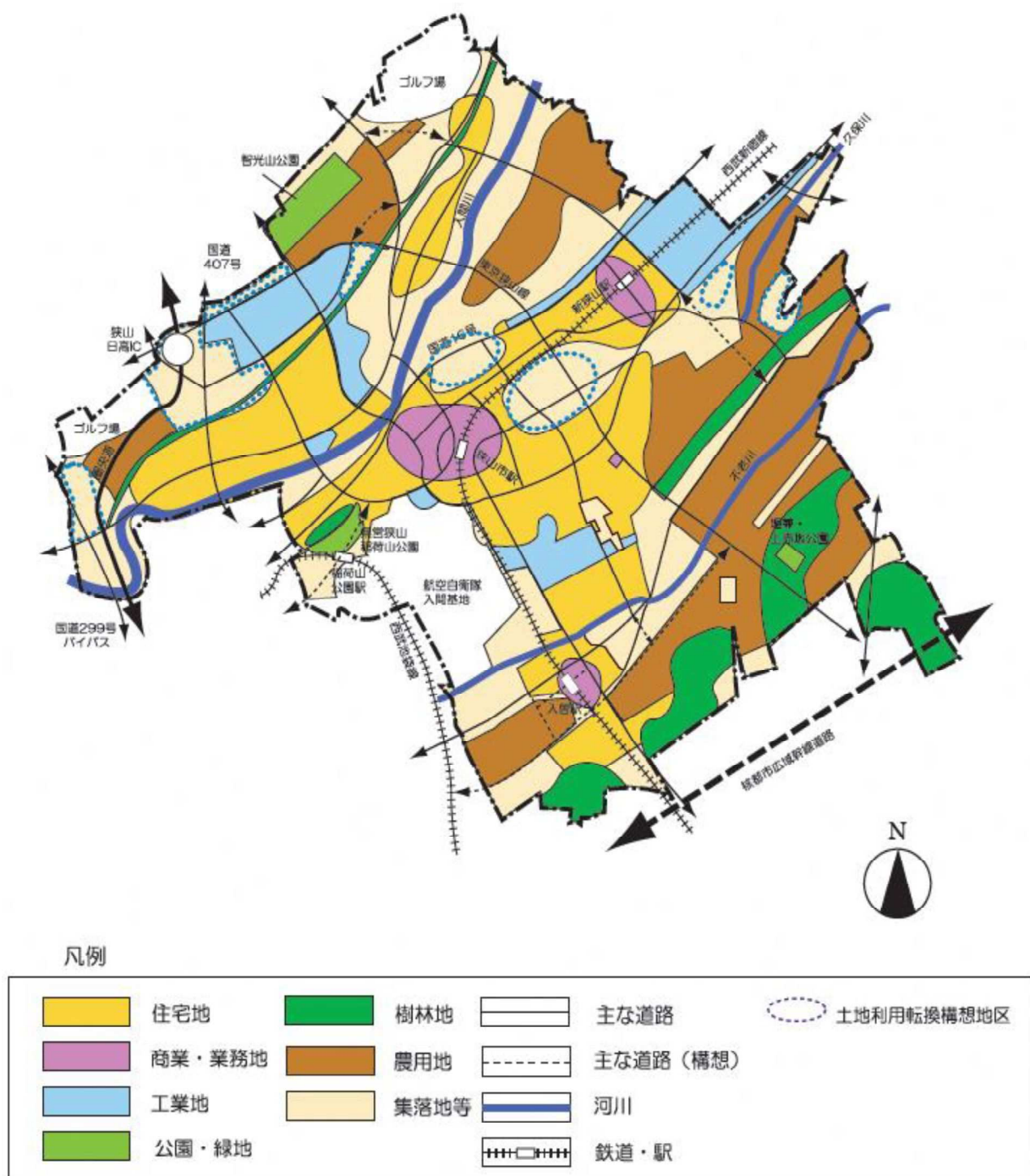
身近な自然環境などを生かした生活環境と居住環境を保全するため、周辺環境と調和した適正な土地利用を推進します。

5. 土地利用転換

中枢拠点の拡充及び工業・流通拠点の拡張に向け、周辺環境と調和した土地利用を図ります。

また、既存の工業地区の周辺で工業地としての立地条件を備えた地区については、工業や流通機能などの立地を促進するとともに、幹線道路などの沿道については、交通の利便性を生かし、商業機能や流通機能などの立地を促進します。

《土地利用構想図》



議案第 7 0 号

狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

条例別紙のとおり

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者（法第2条第3項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員（同条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事さ

せることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、市民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第16号。

以下「勤務時間条例」という。）第15条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定によ

り任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員又は短時間勤務職員の同意を得なければならない。

（特定任期付職員の給料表等）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に掲げる前項の給料表の号給に応じ、当該各号に定める場合とする。

- （1）1号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
- （2）2号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
- （3）3号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
- （4）4号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
- （5）5号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
- （6）6号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定業務等従事任期付職員の給料表等）

第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額
1級	192,000円
2級	219,500円
3級	260,000円
4級	279,700円
5級	320,600円

2 特定業務等従事任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次の各号に掲げる同項の給料表の職務の級に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1級 定型的な業務を行う職務
- (2) 2級 困難な業務を行う職務
- (3) 3級 特に困難な業務を行う職務
- (4) 4級 特に指定された業務を行い、職員を監督する職務
- (5) 5級 特に指定された業務を掌理し、職員を指揮監督する職務

3 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の職を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付し、当該給料表により特定業務等従事任期付職員に給料を支給しなければならない。

4 第2項の規定による職務の級の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。
(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第9条 特定業務等従事任期付職員のうち第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

第10条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第8条の2、第9条及び第10条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 給与条例第3条及び第4条の規定は、特定業務等従事任期付職員には、適用しない。

- 3 給与条例第9条及び第10条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。
- 4 特定任期付職員に対する給与条例第17条の5、第18条第2項及び第19条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第17条の5中「職員」とあるのは「職員及び狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。
- 5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第11条第2項第2号及び第14条第2項の規定の適用については、給与条例第11条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第14条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。
第2条第4項中「第18条第1項」の次に「及び狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第4条」を加える。
- 3 狭山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（特定任期付職員等についての適用除外）

- 第21条 第4条、第5条、第6条の2及び第9条から第11条までの規定は、狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。
- 2 第5条及び第6条の2の規定は、狭山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

議案第 7 1 号

狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

条例別紙のとおり

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」による児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項及び第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、狭山市子ども・子育て会議（狭山市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第27号）に規定する狭山市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向

上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害対策）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前

項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を実行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び

職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たって

の留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事

業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。))がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構

		造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることが

できるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号）に規定する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成18年埼玉県条例第67号）に規定する基準
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）に規定する基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定さ

れている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

狭山市行政組織条例の一部を改正する条例

狭山市行政組織条例（昭和 55 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表企画財政部の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同表総務部の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、同表市民部の項中第 10 号を第 11 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）人権に関すること。

第 2 条の表都市建設部の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7）市有建築物の営繕に関すること。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

効率的かつ効果的な市政運営の推進を図るため、行政組織の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 73 号

狭山市地域交流センター条例の一部を改正する条例

狭山市地域交流センター条例（令和元年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 2 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

入曽地域交流センター及び水野市民サービスコーナーの市内全域を所管区域とする事務の受付時間の見直しに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 74 号

狭山市税条例の一部を改正する条例

狭山市税条例（昭和 30 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は」の次に「、公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「狭山市条例」を「条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に、「二輪」を「2 輪」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ

(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 改正後の狭山市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の狭山市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金

等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、狭山市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 狭山市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年11月28日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方税法等の改正に伴い、公示送達に係る規定を改め、個人市民税について、所得控除の範囲を見直し、及び市たばこ税について、加熱式たばこに係る課税標準の特例を設けるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 75 号

狭山市立保育所条例の一部を改正する条例

狭山市立保育所条例（昭和 55 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「病児保育事業」の次に「並びに児童福祉法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業」を加える。

別表第 5 項の表の次に次の 1 表を加える。

6 乳児等通園支援事業の保育料（時間額）

階層区分	保育料
A 階層	0 円
B 階層	6 0 円
C 階層	3 0 0 円
D 階層	9 0 円
E 階層	1 5 0 円

別表備考第 1 項中「階層区分」を「第 1 項の表から第 5 項の表までの階層区分」に改め、同表備考中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 第 6 項の表の階層区分における「A 階層」及び「B 階層」はそれぞれ狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例別表に規定する「A 階層」及び「B 階層」をいい、「C 階層」は同表に規定する「C 階層」のうち「C 7」から「C 22」までをいい、「D 階層」は同表に規定する「C 階層」のうち「C 1」から「C 6」までをいう。

3 第 6 項の表の階層区分における「E 階層」は、前項の規定にかかわらず、市長が乳児等通園支援事業の保育料を軽減することが適当であると認める世帯をいう。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」による児童福祉法の改正に伴い、狭山市立保育所において乳児等通園支援事業を実施するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 76 号

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「を満たすと認める」を「のいずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2）市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 6 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2）次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 77 号

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。）及び」を「第 42 条第 3 項において同じ。）及び」に、「第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。）に」を「同項において同じ。）に」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号」を「いずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月28日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

児童福祉法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 78 号

狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 79 号

狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立地域スポーツ施設

狭山市立狭山台図書館

2 指定管理者として指定するもの

フレンドシップ狭山台共同事業体

代表者 東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 1 番 1 号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 健 太

構成員 東京都足立区足立 4 丁目 28 番 10 号

ヤオキン商事株式会社

代表取締役 伊 藤 治 光

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 80 号

狹山市立入間川東小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狹山市立入間川東小第一学童保育室

狹山市立入間川東小第二学童保育室

2 指定管理者として指定するもの

東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山 田 智 治

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

狹山市長 小谷野 剛

提案理由

狹山市立入間川東小第一・第二学童保育室の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 8 1 号

狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立入間野小第一学童保育室

狭山市立入間野小第二学童保育室

狭山市立入間野小第三学童保育室

2 指定管理者として指定するもの

東京都港区三田 3 丁目 5 番 1 9 号住友不動産東京三田ガーデンタワー

株式会社明日葉

代表取締役 大 隈 太嘉志

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 82 号

狭山市立御狩場小学童保育室及び狭山市立新狭山小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立御狩場小学童保育室

狭山市立新狭山小第一学童保育室

狭山市立新狭山小第二学童保育室

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県狭山市狭山台 3 丁目 8 番地の 12

特定非営利活動法人さやま保育サポートの会

代表理事 大賀明子

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立御狩場小学童保育室及び狭山市立新狭山小第一・第二学童保育室の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 83 号

狭山市立入間川東小・富士見小学童保育室分室の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立入間川東小・富士見小学童保育室分室

2 指定管理者として指定するもの

東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山 田 智 治

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立入間川東小・富士見小学童保育室分室の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 84 号

狭山市立中央児童館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立中央児童館

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県川口市並木 2 丁目 5 番 1 号埼玉りそな銀行西川口支店ビル 1 階

株式会社コマーム

代表取締役社長 小 松 秀 人

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立中央児童館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 85 号

狭山市地域新事業創出基盤施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市地域新事業創出基盤施設

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県狭山市入間川 3 丁目 22 番 8 号

狭山商工会議所

会頭 後 藤 清

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市地域新事業創出基盤施設の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 86 号

新狭山公園、狭山台中央公園、上奥富運動公園、堀兼・上赤坂公園及び鶉ノ木運動公園の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

新狭山公園

狭山台中央公園

上奥富運動公園

堀兼・上赤坂公園

鶉ノ木運動公園

2 指定管理者として指定するもの

狭山市公園パートナーズ

代表者 埼玉県所沢市緑町 1 丁目 1 番 11 号

西武緑化管理株式会社

代表取締役 植 田 共 一

構成員 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 4621 番地

有限会社戸口工業

代表取締役 新 田 栄 子

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

新狭山公園、狭山台中央公園、上奥富運動公園、堀兼・上赤坂公園及び鵜ノ木運動公園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第 87 号

令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 4 号）

補正予算別冊のとおり

令和 7 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度狭山市一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 2 4, 7 9 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 7, 8 6 4, 5 8 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
16 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
17 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
19 寄附金	
	1 寄附金
20 繰入金	
	2 基金繰入金
23 市債	
	1 市債
歳入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,327,362	717,870	10,045,232
7,752,630	734,907	8,487,537
1,540,375	△17,037	1,523,338
4,142,729	296,650	4,439,379
2,807,008	270,859	3,077,867
928,096	25,791	953,887
140,000	80,000	220,000
140,000	80,000	220,000
3,294,918	392,274	3,687,192
2,945,918	392,274	3,338,192
930,300	△62,000	868,300
930,300	△62,000	868,300
56,439,791	1,424,794	57,864,585

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	1 総務管理費
	2 徴 税 費
3 民 生 費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛 生 費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	1 農 業 費
8 上 木 費	
	2 道路橋りよう費
	3 都市計画費
10 教 育 費	
	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
8,381,497	155,908	8,537,405
6,963,410	140,272	7,103,682
641,925	15,636	657,561
26,642,543	1,352,480	27,995,023
12,936,758	339,007	13,275,765
11,335,762	849,766	12,185,528
2,363,491	163,707	2,527,198
4,500,389	7,526	4,507,915
2,105,459	7,526	2,112,985
238,626	24,690	263,316
238,626	24,690	263,316
4,584,202	△132,490	4,451,712
1,146,260	△113,593	1,032,667
3,037,186	△18,897	3,018,289
4,944,885	16,680	4,961,565
748,485	7,824	756,309
781,806	3,521	785,327
843,342	5,335	848,677
56,439,791	1,424,794	57,864,585

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民健康文化センター空調設備改修工事費	令和 7年度から 令和 8年度まで	29,785
中央児童館指定管理料	令和 7年度から 令和12年度まで	268,914
入間川東小第一・第二学童保育室指定管理料	令和 7年度から 令和12年度まで	149,938
入間野小第一・第二・第三学童保育室指定管理料	令和 7年度から 令和12年度まで	158,800
御狩場小学童保育室及び新狭山小第一・第二学童保育室指定管理料	令和 7年度から 令和12年度まで	386,333
入間川東小・富士見小学童保育室分室指定管理料	令和 7年度から 令和12年度まで	110,246
地域新事業創出基盤施設指定管理料	令和 7年度から 令和11年度まで	36,760
久保川調節池ポンプ施設設置工事費	令和 7年度から 令和 8年度まで	37,000
新狭山公園、狭山台中央公園、上奥富運動公園、堀兼・上赤坂公園、鶴ノ木運動公園指定管理料	令和 7年度から 令和12年度まで	432,685
中央中学校外6校体育館空調設備等整備工事設計委託料	令和 7年度から 令和 8年度まで	28,996
狭山台図書館指定管理料	令和 7年度から 令和12年度まで	203,666
地域スポーツ施設指定管理料	令和 7年度から 令和12年度まで	342,583

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁 用 車 管 理 事 業 費	2,400	普通貸借 又は 証券発行	4. 0 %以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
市 民 健 康 文 化 セ ン タ ー 管 理 事 業 費	14,800	同 上	同 上	同 上

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 学 校 校 舎 空 調 設 備 改 修 事 業 費	補正前	75,600	普通貸借 又は 証券発行	4. 0 %以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	87,300	同 上	同 上	同 上
道 路 改 良 事 業 費	補正前	65,100	同 上	同 上	同 上
	補正後	8,600	同 上	同 上	同 上
水 路 改 良 事 業 費	補正前	93,000	同 上	同 上	同 上
	補正後	72,700	同 上	同 上	同 上
狭 山 市 駅 加 佐 志 線 整 備 事 業 費	補正前	217,900	同 上	同 上	同 上
	補正後	203,800	同 上	同 上	同 上

議案第 88 号

令和 7 年度狭山市水道事業会計補正予算（第 1 号）

補正予算別冊のとおり

令和 7 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度狭山市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度狭山市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 1 1 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管改良工事費	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	千円 1 1 2 , 2 0 0
配水管布設工事費	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	7 3 , 8 0 0

議案第 89 号

狭山市立中央中学校除湿温度保持工事（機械設備）請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 狭山市立中央中学校除湿温度保持工事（機械設備）
（工事場所 狭山市入間川 1752 番地 1） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 309,100,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県狭山市大字笹井 2831 番地 1
ソーセツエンジニアリング株式会社 狭山支店
取締役支店長 三 瓶 孝 宏 |

令和 7 年 11 月 28 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立中央中学校除湿温度保持工事（機械設備）について、請負契約を締結したいので、条例の定めるところにより、この案を提出するものである。

議案第 9 0 号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
E 第 4 6 4 号 線	狹山市柏原字富士塚 3 1 7 地先	
	狹山市柏原字富士塚 3 1 7 地先	

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

狹山市長 小谷野 剛

提案理由

法人からの道路敷地買取申請により市道の路線を廃止したいので、この案を提出するものである。